

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 7 年 6 月 30 日
寒 河 江 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
		○		南部及び三泉地域	無	令和 7 年度 ～ 令和 1 1 年度	つや姫ヴィラージュ
		○		白岩地域	無	令和 3 年度 ～ 令和 7 年度	白岩支所水稻部会